

神奈川県後期高齢者医療広域連合
第2次広域計画（平成24年度～27年度）
最終評価シート

平成27年5月19日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

第2次広域計画に係る評価方針

1 目的

本広域連合では、地方自治法の規定に基づき、県内の後期高齢者医療制度に係る「現状と課題」を整理し、その対応を5項目の「基本方針と施策の方向性」として定めた、第2次広域計画を策定している。

第2次広域計画で整理された「現状と課題」に対する「基本方針と施策の方向性」について、事業ごとに取組内容、実施計画を策定し、その進捗状況を定期的に報告し、評価する手法を定めることで、課題に対する適切な取組を推進し、計画の実現を図る。

2 内容

第2次広域計画期間（平成24～27年度）が終了することから、平成26年度に設置された「広域計画施策事業評価委員会」において、計画に対する進捗状況等の最終評価を実施していく。

3 管理・評価方法

（1）進捗状況評価

毎年度、実施計画に対する進捗状況、実施結果について総括・評価し、併せて今後の方向性を検討する。

（2）中間評価（平成26年7月実施）

毎年度実施する進捗状況を基に、平成24年度～25年度の実施計画に対する進捗状況、成果等を評価し、併せて計画の修正・見直し等を検討した。

（3）最終評価

毎年度実施する進捗状況評価及び中間評価を基に、平成27年度に24年度～26年度の実施計画に対する進捗状況、成果等を評価し、次期計画の参考とする。

4 評価対象事業

21事業

5 最終評価の進め方

（1）評価実施機関

広域連合の事務局長、課長（会計課長含む）と、運営協議会代表幹事（正副幹事長含む8名）で組織する「広域計画施策事業評価委員会」において行う。

（2）評価の様式

別紙「第2次広域計画最終評価シート」のとおり

（3）評価の基準

各事業の取組内容や実施計画の達成度合いにより、次の4段階評価とし、それぞれに委員会としての意見等を加える。

A：実施計画以上に実施できた。

B：実施計画どおりに実施できた。

C：実施計画を変更して実施し、成果があった。

D：実施計画どおり実施できなかった。

6 評価結果の取扱い

（1）中間評価

第38回幹事会で報告済。

（2）最終評価

幹事会で報告し、ホームページ等で公表する予定。

第2次広域計画最終評価シート一覧

1 医療費の適正化と健全な財政運営

(1) 医療費の適正化

No.	事業名	担当	中間評価	頁
1	診療報酬明細書の効果的な点検の実施	審査係	B	1
2	医療保険と介護保険の給付調整の強化	審査係	B	2
3	柔道整復療養費支給申請書の点検強化	審査係	B	3
4	後発医薬品の普及啓発	管理・システム係	B	4
5	医療費通知の発送	管理・システム係	C	5
6	重複頻回受診者訪問指導の実施	管理・システム係	B	6

(2) 健全な財政運営

No.	事業名	担当	中間評価	頁
7	保険料収納率向上対策	保険料係	B	7
8	公費負担の拡大に向けた国への要望	企画財務係	B	8

2 健康診査実施体制の確保

No.	事業名	担当	中間評価	頁
1	「保健事業実施計画」に基づく市町村支援	管理・システム係	B	9
2	国庫補助金の有効活用	管理・システム係	B	10

3 広域連合の運営体制の強化

No.	事業名	担当	中間評価	頁
1	事務処理の民間委託活用を検討	総務係	B	11
2	事務マニュアルの作成と整備	総務係	B	12
3	職員の派遣期間の調整（3～4年間）	総務係	C	13

4 市町村との連携強化

No.	事業名	担当	中間評価	頁
1	幹事会・運営協議会の開催	総務係	B	14
2	「県・市町村・広域連合医療保険事務改革検討協議会」の積極的な活用	総務係	B	15

5 広報・広聴活動の充実

No.	事業名	担当	中間評価	頁
1	広報資料の配布場所の拡大	総務係（会計課兼務）	B	16
2	コールセンター機能の充実	総務係（会計課兼務）	B	17
3	映像による広報の実施	総務係（会計課兼務）	B	18
4	市町村及び県の広報媒体の活用	総務係（会計課兼務）	B	19
5	登録モニター制度による懇談会・アンケートの活用	総務係（会計課兼務）	B	20
6	様々な機会を捉えた県民意見の収集	総務係（会計課兼務）	B	21

第2次広域計画最終評価シート

担当係	給付課審査係
-----	--------

大柱	1	基本方針と 施策の方向性	医療費の適正化と健全な財政運営			
小柱	①		医療費の増加が避けられない中で、保険料を含む、被保険者の負担をできるだけ抑制するため、医療費の適正化と健全な財政運営に努めます。			
事業名		診療報酬明細書の効果的な点検の実施				
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画			
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
診療報酬明細書が保険診療の基準上適正なものであるか、保険者が点検を行い、医療機関からの適正な診療報酬請求と医療費増加の抑制を図る。	市町村と協力した内容点検の実施 ・点検効果の向上を図るための契約手法の検討 ・業者の交替によりノウハウが断絶しないような仕組みづくり	・資格等にかかる点検(資格点検)は、審査機関の国保連が一次審査として実施している。一次審査後、診療報酬明細書の診療内容が保険診療の基準に適合するかの点検(内容点検・二次点検)は、広域連合と希望する市町村で行っている。二次点検で疑義があるものについては、国保連の再審査委員会に諮り、その結果、返戻や査定による減点等の処理がされるものもある。 ・点検数量を増やすとともに、点検内容も、ノウハウの積み上げや、従来の単点検と併せて複数の手段を組み合わせるなど、点検効果を上げるための仕組みづくりの検討を行う。	・課題の抽出と、次年度の契約への対応 ・内容点検開始時(H22)から継続している点検月遅れの対応	・点検仕様の変更(総価契約から、点検件数による単価契約/単点検中心から複数手法の導入/落札業者による点検数、効果のぶれ抑止/ノウハウに関する報告書の提出) ・効果検証	→	検証・継続
最 終 評 価	平成24年度に、内容点検開始時(平成22年度)から課題となっていた月遅れを解消した。あわせて、点検効果を上げるための課題抽出を行い、平成25年度からは、委託の仕様を総価契約から単価契約に変更した。その結果、一月あたりの点検件数が約2,000件増加し、点検効率が上がった。また、受託業者と点検項目の内容・疑義請求の傾向等の検証を行い、点検効果を上げるよう取り組んでいる。市町村点検分を含む平成25年度の神奈川県での点検効果は、総レセプト数約2,900万件のうち、再審査・過誤レセプト数約5万件で、減点額約14億円(月1億2千万円)となっている。					
今後の取組の方向性、変更点について	引き続き効果的な点検を行い、受託業者が変更となった場合にも質を維持できるように取り組む。		評 価	B	実施計画どおりに実施できた	

第2次広域計画最終評価シート

		担当係	給付課審査係			
大 柱	1	基本方針と 施策の方向性	医療費の適正化と健全な財政運営			
小 柱	③		医療費の増加が避けられない中で、保険料を含む、被保険者の負担をできるだけ抑制するため、医療費の適正化と健全な財政運営に努めます。			
事業名		柔道整復療養費支給申請書等の点検強化				
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画			
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
柔道整復療養費等において、一次審査のみでは判断できない事項について疑義申請が多い施術所等の傾向を把握しながら、点検を強化することにより、適正な請求の推進と給付抑制を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復療養費等は、紙申請であるため、申請書単位での点検だけでは、疑義事例と傾向を把握しにくい。 ・後期だけではなく、国保の情報も持つ国保連に平成23年度から委託し、1保険者だけでは把握できない疑義等も判明している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復療養費支給申請書等の二次点検 ・点検結果に基づく再審査、過誤申立、返戻等の処理 ・上記に基づく施術所等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付(入院等)と施術の突合開始 ・施術所等への対応・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・疑義施術機関等の情報把握と分析 ・施術所等への対応・調整 	<p style="text-align: center;">検証・継続</p> <p style="text-align: right;">→</p>	
最 終 評 価	<p>平成24年度から継続して、柔整等の申請書と医科レセプトとの突合による返戻等の対応を行い、平成26年度の実施件数は、点検件数71,580件のうち、疑義件数1,739件となっている。また、平成26年度については、疑義のある施術所(柔整1件、鍼灸・あんまマッサージ7件)に患者アンケートを実施し、1事例について神奈川県へ情報提供を行い対応を継続している。</p> <p>柔整等の点検については、毎年度仕様や実施手法を委託先と調整しながら実施しており、疑義のある施術所等への対応を行うことができた。</p>					
今後の取組の方向性、変更点について	効果的、効率的な二次点検を行い、疑義ある申請についての返戻処理等の取り組みを継続していく。		評 価	B	実施計画どおりに実施できた	

第2次広域計画最終評価シート

担当係	給付課管理・システム係
-----	-------------

大柱	1	基本方針と 施策の方向性	医療費の適正化と健全な財政運営			
小柱	⑤		医療費の増加が避けられない中で、保険料を含む、被保険者の負担をできるだけ抑制するため、医療費の適正化と健全な財政運営に努めます。			
事業名		医療費通知の発送				
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画			
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
被保険者に当該者の全体医療費総額を通知することにより健康に対する関心を高め、適正な受診行動を促していく。	・年2回(9月、3月)に半年毎の診療分について総額通知を26市町村の被保険者に送付している。 ・被保険者対応の点でこの通知を希望しない市について、引き続き調整を行う。	1 医療費通知の発送実施 26市町村の被保険者に対して医療費通知を送付。①受診年月②医療機関名称③診療区分④診療実日数⑤医療費総額(100%)を記載した通知を送付する。 2 上記以外に被保険者から希望があった場合、随時送付を行う。	通知発送 検証 次回に向けての 検討	継続実施 次回に向けての 検討	継続実施	→
最 終 評 価		実施計画策定時は26市町村を対象としていたが、未実施市と調整し、最終的に33市町村を対象に通知を発送した。年2回の発送のほか、被保険者から希望があった場合にも送付している。				
今後の取組の方向性、変更点について		今後も効果・効率性を踏まえつつ引き続き医療費通知の発送を行う。	評 価	B	実施計画どおりに実施できた	

第2次広域計画最終評価シート

担当係	給付課管理・システム係
-----	-------------

大柱	1	基本方針と 施策の方向性	医療費の適正化と健全な財政運営			
小柱	⑥		医療費の増加が避けられない中で、保険料を含む、被保険者の負担をできるだけ抑制するため、医療費の適正化と健全な財政運営に努めます。			
事業名		重複頻回受診者訪問指導の実施				
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画			
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
同じ疾病で複数の医療機関を受診している者および頻回受診者の指導を行うことにより後期高齢者医療療養費の抑制を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・100件程度で数百万円を要する事業であり、費用対効果の点で現時点では検討中である。 ・この業務は健康管理や医療機関のかかり方の指導を行うものであり、専門知識を要する保健師等が必要である。 ・保健所等で類似事業を実施している可能性がある。 ・実施にあたり、市町村の協力、市町村類似事業の有無の確認が必要。 	1 同じ疾病で複数の医療機関等を利用または頻回受診している被保険者を抽出する。 2 抽出後、悪性新生物や腎不全等定期的に複数回受診が必要な者を除いて、電話により訪問のアポイントをとる。文書を送付の上、訪問指導を行う。	次年度以降実施に向け業務委託の検討	次年度以降実施に向け対象者抽出要件、業務委託の検討	業務委託実施 →	継続実施 →
最終評価		平成26年度から業務委託により実施した。重複頻回受診該当者725人をレセプトデータから抽出し、うち効果の見込める者として、152人を訪問指導候補者とし、電話連絡後、38人(述べ64回)に訪問指導を行った。				
今後の取組の方向性、変更点について	新たに重複投薬者についても抽出該当者に加え、訪問指導対象者を拡大しながらより効果的な事業となるように取り組む。		評価	B	実施計画どおりに実施できた	

第2次広域計画最終評価シート

				担当係	資格保険料課保険料係		
大 柱	1	基本方針と 施策の方向性	医療費の適正化と健全な財政運営				
小 柱	⑦		医療費の増加が避けられない中で、保険料を含む、被保険者の負担をできるだけ抑制するため、医療費の適正化と健全な財政運営に努めます。				
事業名		保険料収納率向上対策					
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画				
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
収納対策の取組の中で、保険料率改定の特定期間で設定した予定収納率は、達成しているが、更なる公平性の確保のためにより一層の収納率向上を目指していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の「保険料収納対策に係る実施計画」に基づき、すべての市町村がそれぞれの独自施策を組み入れ収納対策実施計画を策定し、実施している。 ・滞納被保険者との納付相談機会の維持・確保のため、短期被保険者証の活用をはかっている。 ・県主催の「県・市町村・後期高齢者医療広域連合医療保険事務改革検討協議会」(以降検討協議会という)において、収納率向上に向けて取り組んでいる。 	収納対策実施計画における収納対策の取組 1 市町村の取組 ①広報活動・広報・ホームページ・リーフレット・出前講座の実施・ポスター・公共の電波(ケーブルテレビ等)の活用 ②口座振替の推進・勧奨チラシ ③納付勧奨・文書・電話での催告・臨戸訪問 ④納付相談・平日夜間・休日 ⑤納付計画の作成 ⑥滞納処分の実施 2 広域連合と市町村の取組 短期被保険者証の活用 3 県・市町村・広域連合の取組 県主催の「検討協議会」における収納率向上に向けた取組 ①口座勧奨等チラシの見直し ②収納対策に係る研修の実施等	・広域連合及び市町村における保険料収納対策に係る実施計画の策定及び実施 ・被保険者証の一斉更新時の納付相談期間の確保と短期被保険者証の交付による継続的な納付勧奨 ・県主催の「検討協議会」における収納率向上に向けた取組				→
最終評価	滞納被保険者への納付相談を行うとともに、市町村と連携して、一定の滞納がある被保険者に対しては短期被保険者証を交付し、継続的な納付勧奨などを実施し収納率向上に取り組む、現年度収納率については、平成24年度99.19%、平成25年度99.26%と過去最高の収納率となった。 神奈川県主催の「検討協議会」における収納率向上に向けた取組として、75歳年齢到達者の被保険証送付時に口座振替への勧奨チラシを同封し収納率向上を図った。(普通徴収における口座振替納付者の割合 平成24年度54.62%→平成25年度58.99% 参考 平成20年度40.76%)						
今後の取組の方向性、変更点について	今後も神奈川県及び市町村と連携を密にし、収納率の向上に取り組んでいく。なお、平成27年度からは、各市町村において前年度の収納実績を踏まえた目標を設定して取り組むこととしている。			評価	B	実施計画どおりに実施できた	

第2次広域計画最終評価シート

担当係	総務課企画財務係
-----	----------

大柱	1	基本方針と 施策の方向性	医療費の適正化と健全な財政運営			
小柱	⑧		医療費の増加が避けられない中で、保険料を含む、被保険者の負担をできるだけ抑制するため、医療費の適正化と健全な財政運営に努めます。			
事業名		公費負担の拡大に向けた国への要望				
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画			
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
被保険者数及び一人あたり医療費の増加により、今後、保険料が大幅に増加することが予想される。保険料の増加を抑制し、現行制度の安定的な運営を図るために、公費負担の拡大が不可欠である。	・全国後期高齢者医療広域連合協議会が行う国に対する要望で、制度運営に必要な財源を国が負担するよう、毎年要望している。 ・社会保障制度改革推進法に基づく、「社会保障制度改革国民会議」において、後期高齢者医療制度は「必要に応じて」検討することとされていることから、公費負担に割合等について、制度が変更される可能性がある。	1 全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に対し、次の事項等を要望していく。 ・必要な財源の確保 ・医療給付費に対する定率国庫負担等公費負担の拡大 ・消費税率引き上げに伴い、保険料軽減措置を拡大する国民健康保険制度との制度間調整の実施 2「社会保障制度改革国民会議」の審議状況を注視するとともに、審議結果に伴う制度改正に際し、国に対し、必要な要望を実施していく。	・全国協議会を通じた国への要望の実施 ・国民会議進捗状況の把握	・国民会議の審議結果に伴う制度改正への要望の実施	→ 継続実施 → 継続実施	
最終評価	平成24年度から平成26年度の間、全国後期高齢者医療広域連合協議会において、定率国庫負担の拡大については、要望を毎回実施し、その他、財源の確保、消費税率引き上げに伴う保険料軽減措置の拡大及び調整交付金の拡充等についても、要望を実施した。保険料の軽減措置については、平成26・27年度で対象が拡大された。 平成25・26年度は、同協議会での制度改正における要望活動において、現行制度の安定的かつ持続可能な運営が可能となるよう、財政支援の拡充、保険料軽減の特例措置の恒久化及び高齢者医療の費用負担の在り方等を要望した。					
今後の取組の方向性、変更点について	今後も全国協議会等の機会を捉えて、必要な要望を実施していく。		評価	B	実施計画どおりに実施できた	

第2次広域計画最終評価シート

担当係

給付課管理・システム係

大柱	2	基本方針と 施策の方向性	健康診査実施体制の確保			
小柱	①		後期高齢者医療制度における健康診査は、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防を目的としています。既に治療を開始している被保険者も多いことから、健康診査を希望する被保険者が、受診できる体制の確保に努めます。			
事業名		「保健事業実施計画」に基づく市町村支援				
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画			
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
生活習慣病の早期発見、重症化の予防により医療費の抑制に効果が見込めるため、保健事業の円滑な実施、及び受診率の向上が必要である。	H23実績 補助金額 1,688,441,818 円 受診率 22.9 %	1 市町村が実施主体となって行う健康診査事業に対して、補助金を交付する。 2 市町村が健康診査事業を実施するにあたって必要となる被保険者情報等の提供や、市町村が共通的に行う業務を円滑に実施するために必要な調整や連絡等を行う。	・補助金の交付 ・市町村への情報提供、連絡調整		継続実施	→
最 終 評 価	健康審査の受診率は、平成24年度実績23.21%、平成25年度実績23.67%、平成26年度見込み 24.36%(平成27年3月時点)であり、市町村と連携しながら執行することができた。 受診率向上の取組について、県の開催する情報交換会での意見交換等を行っている。					
今後の取組の方向性、変更点について	今後も健診実施方法の推奨事例や受診勧奨事例を紹介し、市町村と情報共有し、各市町村の取組を引き続き支援していく。		評 価	B	実施計画どおりに実施できた	

第2次広域計画最終評価シート

担当係	給付課管理・システム係
-----	-------------

大柱	2	基本方針と 施策の方向性	健康診査実施体制の確保			
小柱	②		後期高齢者医療制度における健康診査は、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防を目的としています。既に治療を開始している被保険者も多いことから、健康診査を希望する被保険者が、受診できる体制の確保に努めます。			
事業名		国庫補助金の有効活用				
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画			
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
今後医療費の増加が見込まれることから、財政運営の負担を軽減するため、国庫補助金を可能な限り活用する必要があります。	H23実績 306,276,000 円 ※補助率は基準額の1/3。	国庫補助金の確保及び、市町村から、国庫補助金の申請の際に必要な情報を収集する。(施設入所者、長期入院患者等の補助対象外の人数等)	・補助金の申請、及び実績報告 ・市町村からの情報収集		継続実施	→
最 終 評 価		年々申請額も増加しているが、必要な補助金について確保することができた。 市町村へ施設入所者、長期入院患者等、健康診査受診対象外者の人数等を照会し必要な情報を収集した。 平成24年度実績 340,339,000 円 平成25年度実績 368,099,000 円				
今後の取組の方向性、変更点について	今後も補助金について国の動向を引き続き注視し、必要な補助金の確保に努める。		評 価	B	実施計画どおりに実施できた	

第2次広域計画最終評価シート

		担当係	総務課総務係			
大柱	3	基本方針と 施策の方向性	広域連合の運営体制の強化			
小柱	①		広域連合事務局の業務について、整理、合理化の観点で見直しを進めると共に、事務処理上のノウハウを的確に蓄積し、継承できる運営体制の構築に努めます。			
事業名		事務処理の民間委託活用の検討				
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画			
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
<ul style="list-style-type: none"> ・職員人件費の削減に取り組む必要がある。 ・各市とも職員数削減が進む中、広域連合へ継続的に職員を派遣することは厳しい状況にあり、派遣職員数削減に対応できるよう効率化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織編成時より、入力・点検作業等において、民間委託や国保連合会への委託を活用 ・簡易な問い合わせに対応できるよう、コールセンターを民間委託で設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・各係の事務内容を、毎年の業務量調査によって把握し、委託したほうが良いものがないか、各係と検討する。 ・今後新しく発生する事務については、その都度委託の可能性を考え、その費用対効果も含めた上で判断をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来委託で行っている事務については、委託継続 ・新規業務については、担当係と話し合いの上、委託の是非を判断 		継続実施	→
最終評価	広域連合発足当初から民間委託の活用を実施し継続しており、平成26年度も業務の効率化の観点から新規の業務委託(ジェネリック医薬品利用差額通知業務、重複・頻回受診者訪問指導業務、負担割合相違求償業務)を行った。さらに、平成27年度も歯科健診事業を県歯科医師会へ委託した。					
今後の取組の方向性、変更点について	今後も事務処理の民間への委託を進めて業務執行の効率化を進める。		評価	B	実施計画どおりに実施できた	

第2次広域計画最終評価シート

		担当係		総務課総務係			
大 柱	3	基本方針と 施策の方向性	広域連合の運営体制の強化				
小 柱	②		広域連合事務局の業務について、整理、合理化の観点で見直しを進めると共に、事務処理上のノウハウを的確に蓄積し、継承できる運営体制の構築に努めます。				
事業名		事務マニュアルの作成と整備					
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画				
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
職員の異動が多いこと、職員の在籍年数が比較的短いことから、ノウハウの継承が難しい。	上記状況は組織発足時からの課題であるため、マニュアルが必要なものについては、作成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例や法令・制度の改正等によるマニュアルの更新作業を行う。 ・新規事務が発生した際には、新たなマニュアルを作成、事務局内で共有できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの随時更新 ・新規事務におけるマニュアルの作成・整備 		継続実施	→	
最終評価	各係において事務マニュアル更新作業を随時行っており、平成26年度も文書事務マニュアルを作成して事務処理の効率化を図った。また、新規事業等が発生した際にもマニュアルを作成している。						
今後の取組の方向性、変更点について	今後もマニュアルの随時更新、新規事務におけるマニュアル作成を適宜実施して運営体制の強化を図る。	評価	B	実施計画どおりに実施できた			

第2次広域計画最終評価シート

		担当係		総務課総務係			
大柱	3	基本方針と 施策の方向性	広域連合の運営体制の強化				
小柱	③		広域連合事務局の業務について、整理、合理化の観点で見直しを進めると共に、事務処理上のノウハウを的確に蓄積し、継承できる運営体制の構築に努めます。				
事業名		職員の派遣期間の調整(3~4年間)					
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画				
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
<ul style="list-style-type: none"> 平均在籍年数が2年と、一般的な行政職場に比べて短い。 毎年約半数の職員が入れ替わる。 上記の状況のため、業務遂行におけるノウハウ等の継承が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 各市へ、3年以上の派遣期間を検討するよう依頼 各市とも、現状より長期の派遣には難色を示す場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 比較的職員数が多い政令指定都市の横浜市や川崎市、相模原市に対し、派遣年数の延長を要請する。 その他の市においても、係内の業務状況や他の職員の異動状況を見ながら、必要に応じて派遣元に期間延長を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣元人事担当訪問の際に、3年以上の派遣について要請 		継続実施	→	
最終評価	毎年、全ての職員派遣市の人事担当課を訪問し、広域連合各係の人事異動状況を踏まえた上で派遣の長期化の要請を行った。平成27年度では3年以上の派遣者は6名(横浜市4名、横須賀市1名、平塚市1名)となっている。						
今後の取組の方向性、変更点について	職員派遣期間の長期化は職員派遣市の事情により困難な状況であるが、今後も必要に応じて職員派遣市への要請を実施し、広域連合の運営体制の安定化を図る。		評価	B	実施計画どおりに実施できた		

第2次広域計画最終評価シート

担当係	総務課総務係
-----	--------

大柱	4	基本方針と 施策の方向性	市町村との連携強化			
小柱	①		市町村が実施主体となっている事業について、県内で一定の水準を確保する必要の認められるものについては、市町村間の意見の相違を調整し、情報共有や事務連携の強化に努めます。			
事業名		幹事会、運営協議会の開催				
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画			
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
<ul style="list-style-type: none"> 議会の概要や広域連合の予算・決算、現在の事務状況、今後のスケジュール等について、33市町村の担当課と情報共有する必要がある。 各市町村の意向を把握、他の市町村と共有し、それを参考に広域連合の事務体制を検討する必要がある。 上記情報(特に議会関係)について、運営協議会委員と情報共有し、承認を得る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会：年4回開催 運営協議会：年2回開催 いずれも、議会開催が年2回の場合を想定しているが、その他審議すべき事項が発生した場合には、適宜開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、定期的に会議を開催する。 各会議における市町村の発言内容を議事録にし、広域連合HPの市町村連絡用ページで共有する。 指摘を受けた事項については、事務局内で再検討し、その結果をフィードバックし、情報共有、相互理解につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会：年4回開催 運営協議会：年2回開催 		継続実施 (状況に応じ、開催時期、回数については検討)	→
最終評価	毎年、幹事会を4回、運営協議会を2回開催し、市町村との情報共有、連携を図った。会議を定期的に開催することにより、広域連合が今後実施する業務について迅速に周知・情報共有でき、また広域連合が実施している業務及び今後実施する業務について市町村から意見や問題点を効率的に収集し、円滑な事業執行につなげることができた。					
今後の取組の方向性、変更点について	今後も定期的に会議を開催するとともに、必要に応じて臨時の会議・説明会も開催しながら、市町村との連携強化と情報共有の推進を図る。		評価	B	実施計画どおりに実施できた	

第2次広域計画最終評価シート

担当係	総務課総務係
-----	--------

大柱	4	基本方針と 施策の方向性	市町村との連携強化			
小柱	②		市町村が実施主体となっている事業について、県内で一定の水準を確保する必要の認められるものについては、市町村間の意見の相違を調整し、情報共有や事務連携の強化に努めます。			
事業名		「県・市町村・広域連合医療保険事務改革検討協議会」の積極的な活用				
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画			
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市町村が実施主体となっている事業について、県内で一定の水準を確保する必要の認められるものについては、市町村間の意見の相違を調整し、情報共有や事務連携の強化に努める必要がある。	<p>・幹事会(主管課長):適宜開催 ・高齢者医療事務改革検討部会(部会員):適宜開催(医療費適正化などの対策部会)</p> <p>いずれも、審議すべき事項が発生した場合に適宜開催され、広域連合は幹事または部会員として出席</p>	<p>神奈川県保健福祉局医療保険課が事務局として開催する会議に参加し、効果的な情報交換・協議を行うことによって、後期高齢者医療制度における県・市町村と広域連合の連携を推進する。</p>	<p>・幹事会に出席 ・高齢者医療事務改革検討部会に出席</p>		<p>継続実施 (審議すべき事項が発生した場合に適宜開催され、広域連合は幹事または部会員として出席)</p>	→
最終評価	幹事会や部会及びワーキンググループに参加して県・市町村と情報交換・協議を行い、情報共有・連携を図った。後期高齢者医療制度事務の課題等を共有し、改善方法について意見交換し、事業改善を行うことができた。(被保険者証送付における同封案内文書の改正、保険料収納対策研修への参加促進等)					
今後の取組の方向性、変更点について	今後も協議会を活用して県・市町村と広域連合の連携の推進を図る。		評価	B	実施計画どおりに実施できた	

第2次広域計画最終評価シート

担当係	総務課総務係 (会計課兼務)
-----	-------------------

大柱	5	基本方針と 施策の方向性	広報広聴活動の充実
小柱	①		本制度が施行されてから4年が過ぎようとしており、制度の周知は進んでいます。75歳の年齢到達により、新たな被保険者が加入し続けるため、被保険者の年齢にも配慮した広報広聴活動の充実に努めます。

事業名	広報資料の配布場所の拡大		
-----	--------------	--	--

事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等	取組内容	実施計画			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
被保険者に対する制度の周知が、(必ずしも)十分に実施されていない現状がある。	1 次の3点を市区町村窓口で配布 ・広報紙「広報かながわ広域連合」 ・制度周知のための「ガイドブック」 ・小冊子「あらまし」 2 市区町村窓口での残存状況の確認等、被保険者等への流通状況は把握していない。	制度の広報を最大限効率的かつ効果的に実施するため、次の事業を実施。 1 過不足なく、必要部数を市区町村に配布するため、市町村に対し、窓口での資料の残存(廃棄)状況を調査する。 2 市町村に対し、被保険者又はその同居者が訪問する可能性の高い場所等、地域ニーズの高い配布(希望)場所について調査する。 3 上記地域の実情にあった場所に、市町村が資料を主体的に配布できる仕組みづくりを検討する。 ※ 高確法施行令第2条により、広報業務は広域連合業務 4 上記1～3を踏まえ、資料の配布場所、部数の見直しを行う。	・市区町村窓口への配布 ・市町村に対し、毎年度の資料の残存(廃棄)状況調査の実施 ・市町村に対し、地域ニーズの高い場所調査の実施 ・市町村が主体となって資料配布する仕組みの検討(25年度修正)	↑ ・配布候補場所管理者(所有者)等に対する意向調査の実施 ・配布場所の拡大に伴う予算要求の見直し ・市町村との調整(幹事会等)	・新規配布場所への資料配布 ・市町村による配布	→ 継続実施 → 継続実施 → 継続実施
			・市区町村窓口への配布 ・市町村に対し、毎年度の資料の残存(廃棄)状況調査の実施 ・市町村に対し、地域ニーズの高い場所調査の実施 ・市町村が主体となって資料配布する仕組みの検討	・配布候補場所管理者(所有者)等に対する意向調査の実施 ・配布場所の拡大に伴う予算要求の見直し ・市町村との調整(幹事会等)	・新規配布場所への資料配布 ・市町村による配布	→ 継続実施

最終評価	調査項目の選定に時間を要したことにより、実施時期は遅れたが、市町村に対して、窓口での資料の残存状況や新たな配布が可能と思われる施設等の調査を行い、幹事会でも配布場所の拡大等を依頼した。 新たな配布施設があるとした市町村に対しては、広報紙の部数を割り増して配布することができた。 また、新たな配布場所として、県内の社会福祉協議会や老人クラブへの配布について調整し、広報資料の配布場所を拡大することが出来た。		
------	--	--	--

今後の取組の方向性、変更点について	広報資料の効果的な配布方法や配布先の拡充について、引き続き取り組む。	評価	C	実施計画を変更して実施し、成果があった。
-------------------	------------------------------------	----	---	----------------------

第2次広域計画最終評価シート

担当係	総務課総務係 (会計課兼務)
-----	-------------------

大 柱	5	基本方針と 施策の方向性	広報広聴活動の充実			
小 柱	②		本制度が施行されてから4年が過ぎようとしており、制度の周知は進んでいますが、75歳の年齢到達により、新たな被保険者が加入し続けるため、被保険者の年齢にも配慮した広報広聴活動の充実に努めます。			
事業名		コールセンター機能の充実				
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画			
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1日あたり約70件の電話での照会があるが、その全てを職員が対応することは、広域連合業務の円滑な運営に支障が出ること、及び経営資源の効率的かつ効果的な活用の観点から、一次対応を業者委託することが有効である。	<p>1 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託会社 株式会社エボルパコールアドバンス ・対応時間 8:30～17:00(土日祝日を除く) <p>H23実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受電数20,704件(1日平均約69件) ・応答率 約70% <p>H24実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受電数20,467件(1日平均約68件) ・応答率 約62.3% <p>H25実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受電数19,522件(1日平均約65件) ・応答率 約62.5% <p>2 コールセンターでの対応に係る、被保険者からの苦情はほとんどなく、円滑に運用されている。</p> <p>3 月に一度、業務に係るQ&Aの更新を実施</p> <p>4 日報、月報に、被保険者等からの意見、提案等が掲載されているものの、その対応が担当ごとに個別に実施されており、事務局全体での整理や共有化がされていない。</p>	<p>1 委託会社から提出される日報、月報の速やかな職員への周知</p> <p>2 社会保障制度改革国民会議等、制度改革情報や、日報、月報等の内容を、Q&Aに速やかに掲載する。</p> <p>3 日報、月報に掲載された、被保険者等からの意見、提案等を月ごとに集約したうえで、担当に対応状況を確認し、その情報を事務局全体で整理、共有化する。</p>	<p>・日報、月報の職員への周知</p> <p>・Q&Aの充実</p>		継続実施	→
			<p>・日報、月報の意見等に係る対応状況の整理・共有化</p>		継続実施	→
最終評価	委託会社から提出される日報、月報を速やかに職員に情報提供するとともに、その情報を活用したQ&Aを作成したことなどから、被保険者等からの照会に対して適切に対応することができた。また、日報、月報に掲載された被保険者や委託会社からの意見等を集約し、局内での情報を共有化するだけでなく、一部の業務について、業務改善につながった。					
今後の取組の方向性、変更点について	今後も委託会社との連携を密に図り、被保険者の声をよく聴き、より分かりやすい事務事業の実施に生かして行く。		評 価	B	実施計画どおりに実施できた。	

第2次広域計画最終評価シート

担当係	総務課総務係 (会計課兼務)
-----	-------------------

大柱	5	基本方針と 施策の方向性	広報広聴活動の充実			
小柱	③		本制度が施行されてから4年が過ぎようとしており、制度の周知は進んでいますが、75歳の年齢到達により、新たな被保険者が加入し続けるため、被保険者の年齢にも配慮した広報広聴活動の充実に努めます。			
事業名		映像による広報の実施				
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画			
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
<ul style="list-style-type: none"> 被保険者に対する制度の周知が、(必ずしも)十分に実施されていない現状がある。 広域連合からの情報提供は、広報紙やガイドブック等の紙情報又はホームページでの情報が中心であるが、必ずしも十分ではないので、それを補完する媒体を検討することが有効である。 	未検討、未実施	<ol style="list-style-type: none"> 他広域連合に対し、実施状況を調査する。 県及び市町村に対し、公的広報媒体の活用可否について調査する。 映像での広報内容とその有効性、費用対効果を検討する。 上記1～3の調査、検討状況を踏まえ、必要な措置を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 他広域連合への実施状況調査の実施 県及び市町村への広報媒体の活用可否に係る調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果を踏まえ、有効性、効果の検討 必要に応じて、予算要求の見直しの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 実施及び効果測定 	→ 継続実施
			(25年度修正)	<ul style="list-style-type: none"> 他広域連合への実施状況調査の実施 県及び市町村への広報媒体の活用可否に係る調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果を踏まえ、有効性、効果の検討 必要に応じて、予算要求の見直しの実施 	
最終評価	作業着手時期が遅れたことや対象項目の選定に時間を要したことなどにより、実施時期は遅れたが、他の広域連合に対して、映像による広報の状況調査を行った。 テレビでの映像広報については、費用対効果を検証した結果、実施を見送ることとした。					
今後の取組の方向性、変更点について	引き続き有効な広報手法について検討していく。		評価	C	実施計画を変更して実施し、成果があった。	

第2次広域計画最終評価シート

		担当係		総務課総務係 (会計課兼務)		
大柱	5	基本方針と 施策の方向性	広報広聴活動の充実			
小柱	④		本制度が施行されてから4年が過ぎようとしており、制度の周知は進んでいますが、75歳の年齢到達により、新たな被保険者が加入し続けるため、被保険者の年齢にも配慮した広報広聴活動の充実に努めます。			
事業名		市町村及び県の広報媒体の活用				
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画			
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
被保険者に対する制度の周知が、(必ずしも)十分に実施されていない現状がある。	1 市町村が、市町村の広報紙等に保険料額通知書送付の広報を実施 ※実施状況は把握していない。 2 県や市町村が被保険者証一斉更新等の広報を実施 ※実施状況は把握していない。 3 議会の開催状況について、県を通じ、報道機関への情報提供を実施	1 県や市町村に対し、各団体が独自に実施している、広域連合業務に関する広報の実施状況を調査する。 2 市町村や神奈川県 <small>の</small> 広報媒体に掲載する広報内容を検討する。 3 県や市町村に対し、広域連合情報の掲載の可否を調査する。 4 上記1～3の調査、検討等を踏まえ、必要な措置を実施する。	・県や市町村の広報媒体を利用した独自の広報の実施状況調査の実施 ・県や市町村の広報媒体に掲載する広報内容の検討 ・県や市町村広報媒体への記事掲載の可否調査の <small>実</small> 実施 (25年度修正)	・県及び市町村の広報媒体の活用	・実施及び効果測定	→ 継続実施
			・県や市町村の広報媒体を利用した独自の広報の実施状況調査の実施 ・県や市町村の広報媒体に掲載する広報内容の検討 ・県や市町村広報	・県及び市町村の広報媒体の活用	・実施及び効果測定	
最終評価	県、市町村に対して、独自の広報実施状況や広報媒体への広域連合に関する記事の掲載可否についての調査を行った。平成26・27年度の保険料率の変更に関する被保険者への周知については、各市町村における広報紙等での掲載を依頼し、広域連合で把握している分15の市町村の広報紙等に掲載してもらうことができた。					
今後の取組の方向性、変更点について	今後も県、市町村との連携を密に図ることにより、より効果的で効率的な広報広聴に取り組む。		評価	C	実施計画を変更して実施し、成果があった。	

第2次広域計画最終評価シート

担当係	総務課総務係 (会計課兼務)
-----	-------------------

大柱	5	基本方針と 施策の方向性	広報広聴活動の充実			
小柱	⑤		本制度が施行されてから4年が過ぎようとしており、制度の周知は進んでいますが、75歳の年齢到達により、新たな被保険者が加入し続けるため、被保険者の年齢にも配慮した広報広聴活動の充実に努めます。			
事業名		登録モニター制度による懇談会、アンケートの活用				
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画			
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
モニター登録者は、制度発足時の平成20年度には100名を超えていたものの、現在は40名程度で推移しており、制度の周知及び情報収集の手段としての機能が低下してきている。	<p>1 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集方法 広報紙、HPの案内記事を掲載して、随時公募 ・登録期間 毎年4月1日～翌年3月31日 ・登録者 39名(H26.6.1現在) <p>2 懇談会の開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 年2回(6月及び11月)実施 ※平成21年11月第1回実施 ・参加者数(延べ) 220名(1回当たり平均20名) <p>3 アンケートの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 郵便やEメールによる送受信 ・実施回数 年1回 <p>4 結果の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懇談会、アンケート及び随時提案でいただいた意見については、 ・運営協議会幹事会を通じて、市町村に情報提供 ・全国広域連合協議会を通じて、国(厚生労働省)への要望書を提出等を実施している。 	<p>登録モニター制度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度に対する理解を深めていただくこと ・ 住民の声を収集・把握し、運営の改善に役立てる <p>ことを目的としているので、その目的に沿った次の事業を実施する。</p> <p>1 市町村に対し、懇談会、アンケート等でのいただいた意見等を情報提供する。</p> <p>2 全国広域連合協議会を通じて、懇談会、アンケート等でのいただいた意見等を国(厚生労働省)へ要望する。</p> <p>3 登録者数を増やすことを目的として、次の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者への働きかけ策の検討 ・募集案内の広報媒体等の検討 ・登録の動機付けとして、モニターが知りたい情報を提供できるよう、提供する情報を把握、選定する手法の検討 ・登録満足度を高めるため、いただいた意見の活用状況を報告する手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニター意見の市町村への情報提供 ・モニター意見の国への要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者への働きかけ策の検討 ・登録者募集の広報媒体の検討 ・モニターへ提供する情報の把握、選定方法の検討 ・意見の活用状況を報告する手法の検討 	<p>継続実施</p> <p>→</p> <p>実施及び効果測定</p> <p>→</p> <p>継続実施</p>	
最終評価	<p>モニターの募集案内については、ホームページ、広報紙、ガイドブック、小冊子などに掲載を行っており、現状の人数(約40人)を確保することができている。モニターには、懇談会報告書、アンケート結果のほか広報紙、ガイドブック、小冊子などの後期高齢者医療制度における最新の状況が分かる資料を提供している。</p> <p>モニターからいただいた意見をまとめ、幹事会に情報提供するとともに、全国後期高齢者医療広域連合協議会の要望事項への参考とすることができた。</p>					
今後の取組の方向性、変更点について	今後も登録モニター制度の充実を図り、被保険者に配慮した事務事業の実施に取り組む。		評価	B	実施計画どおりに実施できた。	

第2次広域計画最終評価シート

		担当係		総務課総務係 (会計課兼務)		
大柱	5	基本方針と 施策の方向性	広報広聴活動の充実			
小柱	⑥		本制度が施行されてから4年が過ぎようとしており、制度の周知は進んでいますが、75歳の年齢到達により、新たな被保険者が加入し続けるため、被保険者の年齢にも配慮した広報広聴活動の充実に努めます。			
事業名		様々な機会を捉えた県民意見の収集				
現 状		取 組 内 容	実 施 計 画			
事業実施が必要な状況	現在の事業実施状況、課題等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
県民意見を収集する手段は複数設置されているものの、設置されていることについての周知が、(必ずしも)十分に実施されていない現状がある。	1 現行の県民意見の収集手段については、次のとおり。 ・直接照会(電話、メール、手紙等) ・コールセンターからの定期報告(日報、月報) ・登録モニターからの意見(懇談会、アンケート、随時提案)	1 県民意見の収集手段については、ほぼ網羅されているので現行の手段により、継続して実施する。 2 現行の県民意見の収集手段の効果を高めるための周知等を行う。	・電話、メール等による情報収集 ・コールセンターからの定期報告 ・登録モニターからの意見収集		継続実施	→
			・意見収集手段の広報の検討	・実施及び効果測定		→ 継続実施
最終評価	コールセンターでの意見集約、モニター懇談会やモニターを対象としたアンケート等の実施により、県民意見を収集することができた。モニター懇談会の内容やアンケート結果などについて、ホームページで公表を行なった。					
今後の取組の方向性、変更点について	引き続き、県民意見の収集を行い、収集した県民意見を参考に事務事業の改善に努める。		評価	B	実施計画どおりに実施できた。	